



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 18 日 (火)
第 7 9 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定（4件）（778～781）（森林保全課）・・・・・・・・・・ 2 測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 （782）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等（783）（〃）・・・・ 12 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（784）（東部総合事務所県民局）・・・・・・ 19 県営土地改良事業の工事の完了（785）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 19
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（82）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （3件）（森林保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 31
◇ 調達公告	落札者の決定（集中業務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 落札者の決定（教育委員会教育環境課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

告 示

鳥取県告示第778号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市葵町字惣田山3435・3438（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3442から3444まで、鍛冶町一丁目3456、3457の1、3458、仲ノ町字長谷坂3459、みどり町3514の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市駄経寺町字中ノ谷416の2、字三子谷422から441まで、443の1、443の2、字尖神山506の1から506の3まで、巖城字粟谷1464の2、1470、字全源院1488の1、1493の1、字上尾1505の3、湊町字梅田3400、3411、3413、3428の2、瀬崎町3450の2、鍛冶町一丁目3455の6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第779号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市福庭字大山723、字堂山796、円谷町字下汁谷368の1、368の3、369から371まで、字上汁谷372から374まで、字汁谷375の1、375の42、字ジガ谷376の1、376の4、377、字バリ谷424、425、字九谷430、431の1、431の2、431の4、432から436まで、字邸谷444から446まで、字梨子木谷447の7、448、449の1、449の2、字足谷452、453の1、453の3、字宮ノ谷456、457の1、457の25、字大桁459の1、460から462まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大原字盗人谷1096、字井手口1099、字城山1231の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第780号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字長畑279、字成谷824の2、字海老谷頭940の2、943、944、大字坂本字上野405、423の1、字妙見谷1941の1、字入町1942、1955、字柳1962の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字坂本字柳1962の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字蛇谷頭44、46、字下段原頭185の1（次の図に示す部分に限る。）、字赤坂263、字清水頭330、字下向366、367、字神代757、字鑪輪邸頭791、大字坂本字妙見谷1941の2、字入町1952の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第781号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町加茂字手折2907、2908の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 782 号

県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の制限付一般競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、入札規則、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成 11 年 7 月 9 日付管第 223 号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成 18 年鳥取県告示第 851 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。
 - (3) 鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間が、当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - (5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除きそれぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者
	業務従事者

- (6) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。

- (7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
- ア 自主的に結成されたものであること。
 - イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録するためには記録媒体に 1 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第 1 号)
 - イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状
 - ウ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類及び入札書(以下「提出書類」という。)は、調達公告で定められた提出期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。
- なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。
- (4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従つて行ふ。
- (1) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 1 に掲げる入札参加資格の審査は、開札の結果、落札予定者となつた者に対して行ふ。この場合において、当該落札予定者が 2 の(2)に規定する持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。
- (3) 落札者は、落札予定者で 1 に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。

- (4) 落札者が契約締結の日までに指名停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者に決定する。
- (5) 最低価格を提示した者であって、1に掲げる条件を具備しないとされたものについては、その旨及び条件を具備しないとした理由（以下「資格不備理由」という。）を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。
- (6) (2)による審査対象となったが、1に掲げる条件を具備しないため失格となった者は、書面により失格の理由について発注機関に説明を求めることができる。
- (7) 発注機関は、(6)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない（低価格配置技術者のうち照査技術者同士の兼務を除く。）。また、低価格配置技術者調書（様式第2号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては電子入札システムに登録された提出期限とする。）までに提出できない者は失格とする。
- ア 資格者証等が添付されているものであること。
- イ 重大かつ明白な不備がないこと。
- ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものではないこと。（照査技術者同士の場合を除く。）

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	主任技術者	測量士
土木関係 建設コンサルタント業務		次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。）
地質調査業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学、選択科目を地質とする技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（シビルコンサルティングマネージャ専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。） ウ 地質調査技士

補償関係コンサルタント 業務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士
-------------------	-------	--

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とする。

イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の 場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相 当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタ ント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務並びに地質調査業務	

(9) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

(10) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(12) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル（平成 18 年 11 月 17 日付第 200600120607 号鳥取県総務部長通知）に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第 2 の 2 の (3) に基づき条件付入札を行う。

(13) 当該業務において落札決定をされた者であっても、契約日（議決を要する業務にあつては議決の日の翌日）までの間に指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないものとする。

4 落札者（免税業者に限る。）は、落札決定後、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

5 応募及び入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問に対しては、入札閲覧設計書に開札日の 2 日（休日を除く。）前までに回答することとしているが、当該期限内に入札書を提出した場合でも、入札書の変更は認めない。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容および回答内容）において閲覧できる。

6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から開札日までの間の各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務に関する図書の複写物は、開札日の 3 日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。

(5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

様式第 1 号

制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担当者
連絡先（電話番号）（ ）－（ ）

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない			
2	資格停止措置	該当あり（ 年 月 日まで）・該当なし			
3	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第11条第1項第4号に基づく入札参加制限	1		2	
		入札参加制限 期日	年 月 日まで	入札参加制限 期日	年 月 日まで
		業種		業種	
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第9条に規定する配置技術者	1		2	
		工期	年 月 日まで	工期	年 月 日まで
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
		管理技術者		管理技術者	
		担当技術者		担当技術者	
	照査技術者		照査技術者		

2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

3 常勤全技術者数（人）

常勤全技術者数（県内に本店を有する有資格者の場合に記入）

人

4 資格技術者数

技術士

技術部門	人数	業務に該当する選択科目	
		人数	人数
			人
			人
			人
合計			人

5 会社要件（ア又はイを記入）

ア 業務受注実績

番号	項目	会社実績1	会社実績2
1	実績業務名		
2	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等

イ 業務履行実績

番号	項目	技術者1	技術者2
1	技術者氏名		
2	実績業務名		
3	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等

6 配置予定技術者

番号	配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
1	配置予定技術者氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (年 月 日採用)	年 月 (年 月 日採用)
3	調達公告で定める特定資格に係る資格者証	名称 () 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ()
4	実績業務名		
5	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等
6	実績業務従事役職		

7 県内営業所等の県税の納付状況

1	営業所等名	
---	-------	--

2	住所	
3	契約権限の有無	有り・無し
4	県内営業所等の法人県民税 及び法人事業税の納付状 況	未納税額なし・未納

様式第2号

低 価 格 配 置 技 術 者 調 書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名： _____

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

低 価 格 配 置 技 術 者 の 区 分

配置技術者		主任技術者又は管理技術者	照査技術者
低価格配置技術者氏名			
継 続 雇 用 期 間		年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出締切日)
調 達 公 告 で 定 め る 特 定 資 格		名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()
調 達 公 告 で 定 め る 同 種	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	業 務 場 所		
	履 行 期 間		
	業 務 委 託 料		
	受 注 形 態		

業 務 履 行 実 績	配置技術者又は 担当技術者区分		
	業 務 内 容		
	業 務 の 規 模 等		
	業 務 の 技術的特記事項		

備考

- 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、様式第 1 号においてすでに添付した者を除く。
- 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等）を添付すること。

鳥取県告示第 783 号

県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。
 - 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 平成 18 年鳥取県告示第 851 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。
 - 鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日までの期間に含まれていないこと。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除きそれぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者
	業務従事者

(6) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱(平成 19 年 8 月 1 日付第 200700043202 号鳥取県県土整備部長通知)に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあつては、応募書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録するためには記録媒体に 1 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ

(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書(様式第 1 号)

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

ウ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、応募期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後 4 時までには到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者(以下「応募者」という。)の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

- (4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。
- (1) 入札参加者は、1 に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。
- (2) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を入札情報HPに掲載する。
- (3) 指名を受けられなかった応募者は、(2)の掲示等の日から 4 日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関（発注業務の委託契約（以下「本件契約」という。）を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
- (4) 発注機関は、(3)により説明を求められたときは、当該説明を求められることができる期間の末日から 6 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) 予定価格を入札の執行前に公表している測量等業務を指名競争入札に付す場合において、1 に掲げる条件を具備する応募者が 1 者のみの場合は、当該入札を中止する。
- 4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。
- (2) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成 19 年 7 月 27 日付第 200700062528 号鳥取県県土整備部長通知）第 3 条に規定する適用対象業務においては、同要綱第 2 条第 2 号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない（低価格配置技術者のうち照査技術者同士の兼務を除く。）。また、低価格配置技術者調書（様式第 2 号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては電子入札システムに登録された提出期限とする。）までに提出できない者は失格とする。
- ア 資格者証等が添付されているものであること。
- イ 重大かつ明白な不備がないこと。
- ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものではないこと。（照査技術者同士の場合を除く。）

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	主任技術者	測量士
土木関係 建設コンサルタント業務		次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。）

地質調査業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設、 選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は 技術士技術部門を応用理学、選択科目を地質とする技術 資格を有する者に限る。) イ R C C M (シビルコンサルティングマネージャ専門技 術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する 者に限る。) ウ 地質調査技士
補償関係コンサルタント業 務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とする。

イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタン ト業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務並びに地質調査業務	

(3) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

(4) 当該業務において落札決定をされた者であっても、契約（議決を要する業務にあつては議決の日の翌日）までの間に指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないものとする。

5 応募の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。

(2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。

(5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

様式第 1 号

限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名： _____

住 所
 商号又は名称
 代 表 者 印
 担当者
 連絡先（電話番号） () - ()

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない			
2	資格停止措置	該当あり (年 月 日まで) ・該当なし			
3	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第11条第1項第4号に基づく入札参加制限	1		2	
		入札参加制限 期日	年 月 日まで	入札参加制限 期日	年 月 日まで
		業種		業種	
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第9条に規定する配置技術者	1		2	
		工期	年 月 日まで	工期	年 月 日まで
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
		管理技術者		管理技術者	
		担当技術者		担当技術者	
	照査技術者		照査技術者		

2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

3 常勤全技術者数（人）

常勤全技術者数（県内に本店を有する有資格者の場合に記入）

	人
--	---

4 資格技術者数

技術士

技術部門	人数	業務に該当する選択科目	
		人数	人数
			人
			人
			人
合計			人

5 会社要件（ア又はイを記入）

ア 業務受注実績

番号	項目	会社実績1	会社実績2
1	実績業務名		
2	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等

イ 業務履行実績

番号	項目	技術者1	技術者2
1	技術者氏名		
2	実績業務名		
3	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等

6 配置予定技術者

番号	項目	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
1	配置予定技術者氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (年 月 日採用)	年 月 (年 月 日採用)
3	調達公告で定める特定資格に係る資格者証	名称 () 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ()
4	実績業務名		
5	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等
6	実績業務従事役職		

7 県内営業所等の県税の納付状況

1	営業所等名	
2	住所	
3	契約権限の有無	有り・無し

4	県内営業所等の法人県民税 及び法人事業税の納付状 況	未納税額なし・未納
---	----------------------------------	-----------

様式第2号

低 価 格 配 置 技 術 者 調 書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名： _____

住 所
商号又は名称
代 表 者 _____ 印

低 価 格 配 置 技 術 者 の 区 分 _____

	配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
	低価格配置技術者氏名		
	継 続 雇 用 期 間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)
	調 達 公 告 で 定 め る 特 定 資 格	名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()
調 達 公 告 で 定 め る 同 種 業	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	業 務 場 所		
	履 行 期 間		
	業 務 委 託 料		
	受 注 形 態		
	配 置 技 術 者 又 は 担 当 技 術 者 区 分		

務 履 行 実 績	業 務 内 容		
	業 務 の 規 模 等		
	業 務 の 技 術 的 特 記 事 項		

備考

- 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、様式第 1 号においてすでに添付した者を除く。
- 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等）を添付すること。

鳥取県告示第 784 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 10 月 31 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 申請のあった年月日
平成 19 年 8 月 31 日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO 法人就労支援センター和貴の郷
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
河村 仁志
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市河原町長瀬 61-11
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者福祉サービス事業を中心に、障害者の職業能力の開発と習得、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障害者の自立と社会活動の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 785 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
-------------------	---------------

県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第 7 工区）	平成 19 年 5 月 30 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第 18 工区）	平成 19 年 5 月 30 日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 82 号

平成 19 年第 12 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 9 月 21 日（金） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 平成 19 年 9 月定例県議会等について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 31 日付鳥取県告示第 731 号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

灘口 裕之	岩美郡岩美町大字田後字才谷東側 9 の 6
〃	岩美郡岩美町大字田後字才谷東側 9 の 14
宮川 つね	岩美郡岩美町大字田後字才谷東側 12
綿口 清市	岩美郡岩美町大字田後字才谷東側 13
〃	岩美郡岩美町大字田後字才谷東側 14 の 2
河合日出男	岩美郡岩美町大字田後字才谷東側 16

本山 武雄	岩美郡岩美町大字田後字才谷西側 21 の 1
松野藤兵衛	岩美郡岩美町大字田後字才谷西側 27 の 1
〃	岩美郡岩美町大字田後字才谷西側 28 の 1
〃	岩美郡岩美町大字田後字才谷西側 29
灘口 裕之	岩美郡岩美町大字田後字向山北側 56 の 1
〃	岩美郡岩美町大字田後字向山北側 61 の 1
〃	岩美郡岩美町大字田後字向山北側 64 の 1
山本 亀一	岩美郡岩美町大字田後字向山 139 の 3
〃	岩美郡岩美町大字田後字向山 139 の 4
但井 亀吉	岩美郡岩美町大字田後字向山 145 の 1
〃	岩美郡岩美町大字田後字向山 145 の 2
上村 重雄	岩美郡岩美町大字田後字向山 146
〃	岩美郡岩美町大字田後字向山 147 の 3 (次の図に示す部分に限る。)
松村 竹造	岩美郡岩美町大字田後字金山 233
山根 弘	岩美郡岩美町大字田後字天峯 240
〃	岩美郡岩美町大字田後字天峯 241 の 1
田中久次郎	岩美郡岩美町大字田後字天峯 242
上村 一雄	岩美郡岩美町大字田後字天峯 247 の 2
〃	岩美郡岩美町大字田後字天峯 247 の 3
〃	岩美郡岩美町大字田後字天峯 247 の 4
〃	岩美郡岩美町大字田後字天峯 247 の 5
〃	岩美郡岩美町大字田後字天峯 247 の 6
若本 富藏	岩美郡岩美町大字田後字網代坂通り 254
上村 一雄	岩美郡岩美町大字田後字網代坂通り 261 の 3
山田康太郎	岩美郡岩美町大字田後字白山 564
上村 康	岩美郡岩美町大字田後字白山 567 の 1
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字白山 568 の 1
藪田 章三	〃
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字白山 568 の 2
藪田 章三	〃
吉本 眞一	岩美郡岩美町大字田後字蹴落 573 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
〃	岩美郡岩美町大字田後字蹴落 574 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
陸歎 信藏	岩美郡岩美町大字田後字蹴落 577

山田康太郎	岩美郡岩美町大字田後字蹴落 578
〃	岩美郡岩美町大字田後字蹴落 579 (次の図に示す部分に限る。)
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字蹴落 580 (次の図に示す部分に限る。)
藪田 章三	〃
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字蹴落 581
藪田 章三	〃
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字城原 583 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
藪田 章三	〃
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字城原 615 の 1
藪田 章三	〃
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字城原 628
藪田 章三	〃
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字鴨ヶ磯 633
藪田 章三	〃
高塚菊次郎	岩美郡岩美町大字田後字鴨ヶ磯 637 (次の図に示す部分に限る。)
後藤 清	岩美郡岩美町大字田後字鴨ヶ磯 640 (次の図に示す部分に限る。)
藪田 章三	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 31 日付鳥取県告示第 732 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

城戸 幾藏	岩美郡岩美町大字牧谷字後谷 1601
倉本 ちせ	岩美郡岩美町大字牧谷字鳥井元 1640
吉田 正雪	岩美郡岩美町大字牧谷字鳥井元 1641
山崎梅太郎	岩美郡岩美町大字牧谷字日野谷大口 1642
吉村芳次郎	岩美郡岩美町大字牧谷字鼠谷口 1659
吉田つや子	岩美郡岩美町大字牧谷字日野谷奥 1734
岡本安太郎	岩美郡岩美町大字牧谷字畑ノ谷口 1750 の 2
山田安五郎	岩美郡岩美町大字牧谷字笹原口 1759
〃	岩美郡岩美町大字牧谷字笹原口 1760
横山 秀雄	岩美郡岩美町大字牧谷字出向谷 1831
岡村熊太郎	〃
岡本 鉄藏	〃
吉村 富藏	〃
景山 質	〃
兼光 壽美	〃
高宮 伝六	〃
山口 準	〃
山崎梅太郎	〃
山本 克己	〃
山脇富太郎	〃
松下 繁藏	〃
川戸喜與治	〃
川口 藤吉	〃
倉本 民野	〃
中島 峯次	〃
俵 常雄	〃

福光 攝治	〃
福田 豊治	〃
米岡 益雄	〃
米澤 春夫	〃
北尾安太郎	〃
牧村兵太郎	〃
牧野喜代治	〃
由澤 建治	〃
濱田卯之助	〃
濱田文次郎	〃
横山 秀雄	岩美郡岩美町大字牧谷字小松黒嶋谷 1832
岡村熊太郎	〃
岡本 鉄藏	〃
吉村 富藏	〃
景山 質	〃
兼光 壽美	〃
高宮 伝六	〃
山口 準	〃
山崎梅太郎	〃
山本 克己	〃
山脇富太郎	〃
松下 繁藏	〃
川戸喜與治	〃
川口 藤吉	〃
倉本 民野	〃
中島 峯次	〃
俵 常雄	〃
福光 攝治	〃
福田 豊治	〃
米岡 益雄	〃
米澤 春夫	〃
北尾安太郎	〃
牧村兵太郎	〃

牧野喜代治	〃
由澤 建治	〃
濱田卯之助	〃
濱田文次郎	〃
横山 秀雄	岩美郡岩美町大字牧谷字大小松 1833
岡村熊太郎	〃
岡本 鉄藏	〃
吉村 富藏	〃
景山 質	〃
兼光 壽美	〃
高宮 伝六	〃
山口 準	〃
山崎梅太郎	〃
山本 克己	〃
山脇富太郎	〃
松下 繁藏	〃
川戸喜與治	〃
川口 藤吉	〃
倉本 民野	〃
中島 峯次	〃
俵 常雄	〃
福光 攝治	〃
福田 豊治	〃
米岡 益雄	〃
米澤 春夫	〃
北尾安太郎	〃
牧村兵太郎	〃
牧野喜代治	〃
由澤 建治	〃
濱田卯之助	〃
濱田文次郎	〃
横山 秀雄	岩美郡岩美町大字牧谷字潰口峠 1834
岡村熊太郎	〃

岡本 鉄藏	〃
吉村 富藏	〃
景山 質	〃
兼光 壽美	〃
高宮 伝六	〃
山口 準	〃
山崎梅太郎	〃
山本 克己	〃
山脇富太郎	〃
松下 繁藏	〃
川戸喜與治	〃
川口 藤吉	〃
倉本 民野	〃
中島 峯次	〃
俵 常雄	〃
福光 攝治	〃
福田 豊治	〃
米岡 益雄	〃
米澤 春夫	〃
北尾安太郎	〃
牧村兵太郎	〃
牧野喜代治	〃
由澤 建治	〃
濱田卯之助	〃
濱田文次郎	〃
横山 秀雄	岩美郡岩美町大字牧谷字馬力谷 1835
岡村熊太郎	〃
岡本 鉄藏	〃
吉村 富藏	〃
景山 質	〃
兼光 壽美	〃
高宮 伝六	〃
山口 準	〃

山崎梅太郎	〃
山本 克己	〃
山脇富太郎	〃
松下 繁藏	〃
川戸喜與治	〃
川口 藤吉	〃
倉本 民野	〃
中島 峯次	〃
俵 常雄	〃
福光 攝治	〃
福田 豊治	〃
米岡 益雄	〃
米澤 春夫	〃
北尾安太郎	〃
牧村兵太郎	〃
牧野喜代治	〃
由澤 建治	〃
濱田卯之助	〃
濱田文次郎	〃
横山 秀雄	岩美郡岩美町大字牧谷字碁石河原 1836
岡村熊太郎	〃
岡本 鉄藏	〃
吉村 富藏	〃
景山 質	〃
兼光 壽美	〃
高宮 伝六	〃
山口 準	〃
山崎梅太郎	〃
山本 克己	〃
山脇富太郎	〃
松下 繁藏	〃
川戸喜與治	〃
川口 藤吉	〃

倉本 民野	〃
中島 峯次	〃
俵 常雄	〃
福光 攝治	〃
福田 豊治	〃
米岡 益雄	〃
米澤 春夫	〃
北尾安太郎	〃
牧村兵太郎	〃
牧野喜代治	〃
由澤 建治	〃
濱田卯之助	〃
濱田文次郎	〃
横山 秀雄	岩美郡岩美町大字牧谷字津崎 1837
岡村熊太郎	〃
岡本 鉄藏	〃
吉村 富藏	〃
景山 質	〃
兼光 壽美	〃
高宮 伝六	〃
山口 準	〃
山崎梅太郎	〃
山本 克己	〃
山脇富太郎	〃
松下 繁藏	〃
川戸喜與治	〃
川口 藤吉	〃
倉本 民野	〃
中島 峯次	〃
俵 常雄	〃
福光 攝治	〃
福田 豊治	〃
米岡 益雄	〃

米澤 春夫	〃
北尾安太郎	〃
牧村兵太郎	〃
牧野喜代治	〃
由澤 建治	〃
濱田卯之助	〃
濱田文次郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 8 月 31 日付鳥取県告示第 733 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

高田 治朗	東伯郡三朝町大字湯谷字古釜 564 の 2
田村 平一	東伯郡三朝町大字赤松字東嶋ヶ谷 532 の 27
〃	東伯郡三朝町大字赤松字東嶋ヶ谷 542 の 2

山田 実	東伯郡三朝町大字牧字滝ノ谷 506
高田 つま	東伯郡三朝町大字牧字恩谷 590 の 37
栗原 熊蔵	東伯郡三朝町大字今泉字仏ヶ谷 692 の 4
栗原 亦蔵	〃
坂上 信一	〃
坂上 正雄	〃
山下 なつ	〃
山田 こと	〃
山田 幸吉	〃
山田 周蔵	〃
山田 秀蔵	〃
山田 堯明	〃
山田千代蔵	〃
松浦 源吉	〃
松本 雅義	〃
前田 清計	〃
足立 梅吉	〃
足立源治郎	〃
土手信太郎	〃
藤原 稔	〃
藤原清太郎	〃
柏木 竜三	〃
米原 巻美	〃
野広 太蔵	〃
山田 秀蔵	東伯郡三朝町大字今泉字大谷 810 の 2
〃	東伯郡三朝町大字今泉字大谷 811 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成19年9月18日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見字砂田ノ二653-1 外3筆 (25,821.12平方メートル)	花崗岩 (29,471.00立方メートル)	平成19年8月10日から平成22年8月9日まで	平成19年8月10日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 ロータリ除雪車 2台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成19年8月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 三協建機株式会社
鳥取市南栄町9
- 5 落札金額 40,845,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成19年7月17日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 パーソナルコンピューターシステム及びCADシステムの賃貸借及び保守業務一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成 19 年 7 月 19 日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店
鳥取市湯所町二丁目 258
- 5 落 札 金 額 月額 866,250 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成 19 年 6 月 5 日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立倉吉農業高等学校
及び所在地 倉吉市大谷 166